

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（瓦礫等一時保管エリアの変更に伴う実施計画Ⅲの変更）に係る面談
2. 日時：令和3年4月2日（金）10時30分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、高松専門職
東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画変更認可申請（瓦礫等一時保管エリアの変更に伴う実施計画Ⅲの変更、令和3年4月1日申請受理）に関し、資料に基づき以下の説明を受けた。
 - 本申請は、廃棄物の一時保管エリアの変更であり、瓦礫類一時保管エリアQを車両駐車場に変更するとともに、使用済保護衣等一時保管エリアの一部を瓦礫類一時保管エリアに変更するものであること。
 - 保管エリアの変更による敷地境界線量評価は、最大地点で0.59mSv/年から0.58mSv/年に変更となること。
 - 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - 瓦礫類一時保管エリアQの用途の変更を行うに当たって、空間線量率等確認する内容を説明すること。
6. その他
資料：瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更について